

第7章 今後の保存管理に向けて

本章では、本計画策定後、事業を推進するにあたって、想定される課題を抽出し、その対応等について整理する。

1 発掘調査・各種研究の推進

史跡の保存整備は、発掘調査成果をはじめとする各種学術調査・研究成果が基礎となる。昭和36年度から発掘調査を進め、多くの貴重な出土品があるが、さらに尾張国の拠点の全体像を解明するため、現在までに判明している調査成果を総括するとともに、引き続き、継続的な調査が必要である。

また、現場説明会を開催し、積極的に情報公開を行うとともに、調査の進展に併せて具体的な整備方針を検討することが求められる。

2 事業を推進するための具体的な整備手法の検討

本事業を推進するための具体的な整備手法に対しては、文化庁記念物課及び愛知県教育委員会事務局生涯学習課との協議に基づき指導・助言を受けながら、定期的に「稲沢市尾張国分寺跡史跡保存整備委員会」を中心に「稲沢市尾張国分寺跡史跡保存整備委員会専門部会」及び「庁内連絡会議」を開催し、承認を得て進めていくものとし、基本設計・実施設計を行うこととする。

3 史跡の追加指定

史跡指定地は、25,321.12 m²の面積があり、今後保護を要する区域を含めると約7万m²の面積となる。今後の整備・活用を考慮した場合、史跡周辺の未調査部分において、史跡に関連する遺構の広がり確認できれば、積極的にさらなる追加指定を講じるなど、史跡の保存に努めることが必要である。

4 関連法規制への対応

尾張国分寺跡は、農用地区域に指定されているため、転用を伴う整備には農業振興地域整備計画を変更し、農用地区域からの除外手続きが必要である。

また、尾張国分寺跡周辺は、市街化調整区域に指定されているが、小規模開発が起きる可能性もあるため、景観地区の指定などにより法的効力をもって抑制・指導する方法を持つことが必要である。

5 公有化の計画的推進

史跡の公有化については、今後、関係機関と協議を図り、長期的な事業計画を立てていく必要がある。

また、公有化に要する期間は複数年に渡るため、史跡指定地が長期に渡って放置されることのないよう土地の維持管理に努めていく必要がある。

さらに、土地の公有化が本史跡の本質的価値を保存する上で、極めて重要な意義を有

することについて十分な情報を発信し、整備事業を段階的に実施することも視野に入れ、暫定的な整備のあり方について検討することも必要である。

6 (仮称)尾張国歴史館や(仮称)ふれあい広場の整備

史跡出土の文化財や調査資料は、史跡の価値を構成する要素であり、本来、史跡と一体的な保全が図られるべきである。基本構想に記載されている尾張国歴史館は、出土品等の保存・展示、学習活動等の拠点ともなるガイダンス施設機能を含めた施設であり、ふれあい広場は、地場産業振興拠点の役割を包含した施設である。

尾張国歴史館やふれあい広場の整備にあたっては、基本構想や保存管理計画に定めた基本方針に基づき、それぞれ史跡指定地外、県道の隣接地に可能な適地の検討を行い、実現可能な建設計画を立案し整備を進めていくことが必要である。

7 市民の理解と協力

市民の理解と協力を得るためには、史跡が貴重な国民共有の財産であることを市民に周知し、保存整備事業の必要性やその内容を理解してもらうことが重要である。

そのためには、地元説明会の開催や広報による意識の共有化、パンフレットの配付等を進め、住民に対して、積極的に情報を提供し、意見を求め、共有化や整備への理解を得ることが必要である。